熱中症対策 報告体制の整備

（令和7年6月1日施行 安全衛生法対応）

# 1. 目的

本手順書は、熱中症の発生を迅速かつ的確に把握・対応するための社内報告体制を整備し、従業員の健康と安全を守ることを目的とする。

# 2. 報告体制の概要

熱中症の兆候や症状が確認された場合、速やかに直属の上長または安全衛生管理者に報告し、適切な対応と記録を行う体制を整備する。

# 3. 報告フロー

① 熱中症の兆候を確認  
　　・本人または同僚が異常（めまい、倦怠感、発汗異常など）を察知  
  
② 直属の上長へ口頭で報告  
　　・すぐに涼しい場所へ移動  
　　・衣服を緩めて冷却、水分補給  
  
③ 安全衛生管理者へ報告（緊急時は同時に119番通報）  
  
④ 対応後、「熱中症対応報告書（様式〇〇）」を作成・提出  
  
⑤ 安全衛生委員会で再発防止策の協議・記録

# 4. 報告書の記載内容

・発生日・時間  
・発生場所  
・当事者の氏名と所属  
・症状の内容  
・対応内容  
・再発防止に関する意見など

# 5. 教育と周知

・年1回の安全衛生教育の中で報告体制と報告書作成について説明  
・作業現場や休憩所に報告フローの掲示を行う

# 6. 管理責任者

・報告体制責任者：〇〇〇〇（部署名・役職）  
・安全衛生管理者：〇〇〇〇